

法 情 報 学 (第7回)

弁護士 川 添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

I 事例研究 (その1) - P2P方式のファイル交換ソフトウェア

1 P2P(Peer-to-Peer)ネットワーク

(1) 種類

① ハイブリッドP2P

- ・ファイルの所在地情報をサーバで集中管理する

② ピュアP2P

- ・所在地情報を各ノードが独自に保有する

(2) P2Pネットワークの理想と現実

① メリット

- ・ネットワークトラフィックの軽減
- ・サービス構築に際する設備投資を抑制
- ・末端 (PC) のマシンパワーを活用

<活用場面>

- ・ファイル交換, 配布 (Linux等のインストールDVDの配布)
- ・グループウェア
- ・グリッドコンピューティング
- ・チャット, メッセンジャーサービス, IP電話

② デメリット

- ・通信速度が遅くなる
- ・Napstar事件, ファイルログ事件, Winny事件等のネガティブイメージ
(「P2P=ファイル交換=著作権侵害」という誤解)

2 ファイルログ事件

(1) 事案の概要

- ・2001年11月 日本MMOが「ファイルログ」サービスを開始
→ハイブリッドP2Pによるファイル交換ソフトウェア
- ・2002年 1月 国内レコード業者19社とJASRACによる仮処分申請
- ・2002年 2月 〃 訴え提起
- ・2002年 4月 仮処分決定, ファイルログサービス停止
- ・2003年 1月 本訴中間判決

(2) 争点

- ① 日本MMOは著作権及び著作隣接権の侵害行為の主体であるといえるか
- ② 日本MMOに対し著作権侵害に基づく損害賠償請求することが可能か
- ③ 差止請求を認める場合の差止の対象・範囲
- ④ 著作権者等の損害額

(3) 判決

①について

(a) 利用者による著作権等の侵害の有無について

○仮処分決定（東京地決平14・4・11判タ1092-110）

「本件サービスの利用者が、本件各管理著作物の著作権を有する債権者の許諾を得ることなく、本件各MP 3 ファイルをパソコンの共有フォルダに置いて債務者サーバに接続すれば、複製をした時点での目的の如何に関わりなく、本件各管理著作物について著作権侵害（複製権侵害又はそのみなし侵害のいずれか）を構成する。」

○中間判決（東京地中間判決平15・1・29判タ1113-113）

「利用者が、本件各レコードを複製し、又は送信可能化をするに当たり、原告らがこれを許諾した事実がないことは明らかであるから、本件サービスの利用者の前記各行為は、著作隣接権侵害（複製権侵害及び送信可能化権侵害）を構成する。」

(b) 日本MMOの著作権等の侵害の有無について

○仮処分決定のロジック

- ・利用者が著作権侵害行為を行っているとしても、債務者自らは、MP 3 ファイルを債務者サーバに接続させるという物理的行為をしているわけではないから、債務者の行為が送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害するかどうかについては、①債務者の行為の内容・性質、②利用者のする送信可能化状態に対する債務者の管理・支配の程度、③本件行為によって生ずる債務者の利益の状況等を総合斟酌して判断すべきである。
- ・①について：本件サービスは、送信者が市販のレコードを複製したファイルが大多数を占めているMP 3 ファイルを、送信可能化状態にするためのサービスという性質を有する。
- ・②について：利用者の電子ファイルの送信可能化行為及び自動公衆送信は債務者の管理の下に行われているというべきである。
- ・③について：本件サービスの登録者数(42,000人)からすれば、債務者サーバは広告媒体としての価値を有すること、利用者の増加により債務者サイトの広告媒体としての価値を高め、営業上の利益を増大させる行為といえること、債務者は将来広告収入の獲得やMP 3 ファイルを受信した者から対価を徴収するシステムに変更することを予定していること等を基礎にすれば、債務者の営業上の利益を増大させる行為と評価することがで

きる。

- ・本件サービスは、送信者が、市販のレコードを複製したファイルが大多数を占めているMP3ファイルを送信可能化状態にするためのサービスという性質を有すること、本件サービスにおいて、送信者が本件各MP3ファイルを含めたMP3ファイルの自動公衆送信及び送信可能化を行うことは債務者の管理の下に行われていること、債務者も自己の営業上の利益を図って、送信者に上記行為をさせていたことから、債務者は、本件各管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価でき、債権者の有する自動公衆送信権及び送信可能化権を侵害していると解するのが相当である。

②について

○中間判決

「被告エム・エム・オーは、遅くとも、本件サービスの運営を開始した直後には、本件サービスによって、他人のレコードについての送信可能化権が侵害されていることを認識し得た。」

「そうすると、被告エム・エム・オーは、本件サービスの運営を行う際に、このような著作権等の侵害が行われることを防止するための適切、有効な措置を講じる義務があったというべきである。しかるに、被告エム・エム・オーは、著作権等の侵害を防止するための何らの有効な措置を採らず、漫然と本件サービスを運営して、原告らの有する送信可能化権を侵害したのであるから、同被告には、この点で過失がある。したがって、被告エム・エム・オーが本件サービスを提供する行為は不法行為を構成し、被告エム・エム・オーは、原告らが本件サービスの運営によって被った損害を賠償する責任があるというべきである。」

③について

○一審判決（東京地判平15・12・17判タ1145-102）

「原告は、・・・MP3形式によって複製された電子ファイルを送受信の対象としてはならない旨を求める」が、これは「単に、原告が著作権を有する本件各管理著作物を複製した電子ファイルを送受信の対象とする行為について、その不作為を求めるものであって、法律が一般的、抽象的に禁止している行為そのものについて、その不作為を求めることと何ら変わらない結果となること、上記請求をそのまま認めると、執行手続きにおける差止めの対象になるか否かの実体的な判断を執行機関にゆだねる結果になること等の理由から、相当といえない。」

「差止めの対象とすべき被告エム・エム・オーの行為を特定する方法としては、送信側パソコンから被告サーバに送信されたファイル情報のうち、ファイル名又はフォルダ名のいずれかに本件各管理著作物の「原題名」を表示する文字及

び「アーティスト」を表示する文字（漢字，ひらがな，片仮名並びにアルファベットの太文字及び小文字等の表記方法を問わない。姓又は名のあるものについては，いずれか一方のみの表記を含む。）の双方が表記されたファイル情報に関連付けて，当該ファイル情報に係るMP3ファイルの送受信行為として特定するのが，最も実効性のある方法といえる。」

II 事例研究（その2）ーデジタルコンテンツとパブリシティ権

1 パブリシティ総論

（1）パブリシティ権とは

①定義

著名人の氏名，肖像等の識別情報が有する経済的価値（顧客吸引力）を独占・排他的に利用できる権利

→著名人の持つプラスイメージを利用した広告戦略

②著名人のパブリシティ権を認めた判例

- ・マーク・レスター事件（東京地判昭51・6・29判時817-23）
- ・おにゃん子クラブ事件（東京高判平3・9・26判時1400-3）

（2）物のパブリシティ権

著名人についてのパブリシティ権については，差止請求及び損害賠償請求が認められる点について，現在の実務・判例上ほぼ争いがない。

しかし，著名人以外にも著名で顧客吸引力を有する物（高級ブランドの商品，競走馬，アイドル犬等）があり，これらの持つ顧客吸引力を利用して広告活動をする場合に所有者の同意が必要なのか（言い換えれば，著名な物の利用に際して所有者が物のパブリシティ権を有するのか）が問題となる。

2 ギャロップレーサー事件・ダービースタリオン事件

（1）事案の概要

- ・「ギャロップレーサー」テクモ(株)が開発・販売
- ・「ダービースタリオン」(株)アスキーが開発・販売
- ・一定の予算を与えられて厩舎の経営を行い，競走馬をG1レース等で優勝させるという競走馬育成ゲームで，キャラクターに実在の競走馬の名称が付されていた。

（2）争点

- ① 物のパブリシティ権は認められるか
- ② 認められたとした場合，誰に帰属するのか
- ③ 認められたとした場合，差止請求は認められるか

（3）ギャロップレーサー事件

① 一審判決（名古屋地判平12・1・19判タ1070-233）

パブリシティ権が，著名人に対して大衆が抱く関心や好感・憧憬・崇敬等の感

情が当該著名人を表示する氏名・肖像等に波及することで顧客吸引力が生まれた結果、当該氏名・肖像等が経済的価値を有するに至ったと分析した上で、以下のように判示（民709の不法行為を認定）。

「大衆が、著名人に対すると同様に、競走馬などの動物を含む特定の物に対し、関心や好感、憧憬等の感情を抱き、右感情が特定の物の名称等と関連づけられた商品に対する関心や所有願望として、大衆を当該商品に向けて吸引する力を発揮してその販売促進に効果をもたらすような場合においては、当該物の名称等そのものが顧客吸引力を有し、経済的利益ないし価値（パブリシティの価値）を有するものと観念されるに至ることもある」

「著名人について認められるパブリシティ権は、プライバシー権や肖像権といった人格権とは別個独立の経済的価値と解されているから、必ずしも、パブリシティの価値を有するものを人格権を有する『著名人』に限定する理由はない」から、「物の名称等がもつパブリシティの価値は、・・・その物の所有者（後述のとおり、物が消滅したときは所有していた者が権利者になる。）に帰属する財産的な利益ないし権利として、保護すべきである。」

ただし、救済手段については、著名人において認められている差止請求については、明文の根拠がないこと、差止めが認められることにより侵害される利益が多大なものになるおそれがあることから認められず、救済手段としては損害賠償請求のみが許されるとした。

②控訴審判決（名古屋高判平13・3・8判タ1071-294）

第一審の判断を支持。

ただし、第一審判決では、競走馬のうちG I レースに出走した経験のある競走馬の名称に限ってパブリシティ権の成立を認めたが、控訴審判決では、パブリシティ権が認められるのはG I レースに出走しかつ優勝した経験のある競走馬に限定した。

（4）ダービースタリオン事件

① 一審判決（東京地判平13・8・27判タ1071-283）

「『物の顧客吸引力などの経済的価値を排他的に支配する財産的権利』の存在を肯定することはできない」と判示し、物のパブリシティ権の存在を明確に否定。

<根拠>

（Ⅰ）排他的な権利を認めるためには実定法の根拠が必要であるが、従来から排他的権利として認められている所有権や人格権を拡張解釈して根拠付けることはできない

（Ⅱ）知的財産権制度を明文で設けた現行法全体の制度趣旨に照らせば、知的財産権法の保護が及ばない範囲に排他的権利の存在を認めることはできない

（Ⅲ）現時点では「『物の経済的な価値を排他的に支配する』利益を尊重する社会的な慣行」はなく、慣習法にまで高められた状況にあるとはいえない

② 控訴審判決（東京高判平14・9・12判時1809-140）

一審判決の結論を支持。

「自然人は、一般人であつても、・・・その人格権に基づき、正当な理由なく、その氏名、肖像を第三者に利用されない権利を有しているというべきなのであるから、一般人と異なり、その氏名、肖像から顧客吸引力が生じる著名人が、この氏名・肖像から生じる経済的利益ないし価値を排他的に支配する権利を有するのは、ある意味では、当然である。著名人のこの権利をとらえて、『パブリシティ権』と呼ぶことは可能であるものの、この権利は、もともと人格権に根ざすものというべきである。」

「競走馬という物について、人格権に根ざすものとしての、氏名権、肖像権ないしはパブリシティ権を認めることができないことは明らかである。また、控訴人らが本件各競走馬について所有権を有し、所有権に基づき、これを直接的に支配している（民法206条）ということはできるものの、単に本件各競走馬の馬名・形態が顧客吸引力を有するという理由だけで、本件各競走馬の馬名、形態等について、その経済的利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利であるパブリシティ権を有している、と認め得る実定法上の根拠はな〔い。〕」

（5）最高裁判決（最判平16・2・13民集58-2-311）

物のパブリシティ権を否定し、一審原告らの請求を棄却。

「競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても、物の無体物としての面の利用の一態様である競走馬の名称等の使用につき、法令等の根拠もなく競走馬の所有者に対し排他的な使用权等を認めることは相当ではなく、また、競走馬の名称等の無断利用行為に関する不法行為の成否については、違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできないものというべきである。」